

みやぎ型管理運営方式の公募に係る 新型コロナウイルス感染症 への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特措法に基づく緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けて、第一次審査書類の提出における対応をお知らせします。

1. 第一次審査書類の提出にあたって

- 募集要項に記載されている審査書類は、全て提出することを基本とします。
- 参加資格要件の確認に必要な資料は、必ず提出期日までに提出してください。
 - ・ 代表企業に求められる資本金要件を確認できる書類
 - ・ 企業が実績要件（上・下水道の実績）を満たすことを確認できる書類

2. 書類の不足がある場合

新型コロナウイルス感染症による在宅勤務や休業等の影響により、第一次審査書類の一部に不足がある場合には、柔軟な対応をとりますので、事前に相談願います。

(例1) 代表者印および印鑑証明書を用意することができない

- 押印の無い書類を提出していただき、書類の準備ができ次第、再提出していただきます。
- 不足する書類等について書面に記載し、第一次審査書類と共に提出してください。

・・・別添「記入例」参照

(例2) コンソーシアム構成員として記入することができない

- コンソーシアム構成員変更願【様式5-2】の提出により構成員の追加が可能です。

※ 注意点 ※

- ・ 令和2年6月上旬から競争的対話等を予定しており、参加するためには、応募企業又はコンソーシアム構成員として届出している必要があります。
- ・ 現地確認等に参加される方には、感染防止の観点から、実施日の2週間前からの検温等、健康管理表の提出を求めることを検討していますので、後日のコンソーシアム構成員の追加がある場合には注意願います。

(記入例：任意様式)

令和 年 月 日

宮城県公営企業管理者 あて

〔 応募コンソーシアム名
代表企業 〕

所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名： 印

(本書類への押印が困難な場合は省略可能)

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の書類が不足しています(代表者印の押印ができません)ので、柔軟な対応をお願いします。

記

1 不足する書類

- ・
- ・
- ・

2 代表者印の押印ができない書類

- ・
- ・
- ・

3 再提出の見通し

(取得の見通し等について可能な範囲で記載願います)